

みたけファンクラブTake-Mi 協力店制度実施要項

1 趣旨

みたけファンクラブTake-Mi（以下「Take-Mi」という。）の趣旨に賛同いただける町内の事業者（以下「協力店」という。）から会員へ特典を提供することにより、町外から訪れる会員の増加及び再来訪を促すとともに、町内の会員が今まで訪れたことのない場所、店舗等に訪れるきっかけづくりとし、Take-Miが盛り上がることにより御嵩町の活性化を目指す。

2 制度の概要

(1) 協力店QRの設置

御嵩町Take-Mi事務局（以下「事務局」という。）は、協力店からの届出に応じ、協力店用二次元コード（以下「協力店QR」という。）及び協力店ポスターを発行し、協力店に交付する。協力店は、店内等に協力店QR及び協力店ポスターを設置する。

(2) 会員特典の決定

協力店は、特典の内容を決定し協力店ポスターに記載する。

(3) 協力店及び特典の周知

事務局は、協力店、特典内容を取りまとめ、Take-Miウェブサイトへの掲載等により周知する。

(4) 会員特典の提供

協力店は、協力店QRを読み取った会員に対し特典を提供する。

3 協力店

(1) Take-Miに賛同し協力する事業者は、次の手順により協力店の登録をする。

(I) みたけファンクラブTake-Mi 協力店届出書(様式1)を事務局に提出する。

電子メール、入力フォーム等電子的方法による提出も可能とする。

(II) 事務局が内容を確認し、届出内容を協力店名簿(様式2)に登録するとともに、ウェブサイトその他の方法で公表する協力店一覧に掲載する。当該協力店の内容を周知する協力店ポスター及び協力店QRを作成し、当該協力店に交付する。

(III) 事業者が次のいずれかに該当する場合は、協力店としない。

(i) 公序良俗に反する事業

(ii) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業

(iii) 暴力団又は暴力団員等の関与が認められる場合（御嵩町補助金交付規則第5条の2第1項各号に該当する場合）

(2) 事務局は、協力店に関する次の情報をウェブサイトに登録し、会員がアクセスし閲覧することができるようにする。

(Ⅰ) 名称

(Ⅱ) 所在地

(Ⅲ) 電話番号

(Ⅳ) URL、SNSアカウント（ウェブサイト又はSNSがある場合に限る。）

(Ⅴ) 会員特典の内容

(3) 協力店は、協力店ポスターを掲示するほか、次の事項についてできる範囲で協力するものとする。

(Ⅰ) 会員募集チラシ、二次元コードの設置その他のTake-Mi入会に関すること

(Ⅱ) チェックインスポット、みたけうおーくスポット等の設置

(Ⅲ) その他Take-Miを盛り上げるために必要なこと

(4) 事務局は、会員に対し、協力店に関する情報を、公式LINEにより定期的に配信するものとする。

(5) 協力店は、登録している情報に変更があるときは、変更内容を速やかに事務局に届け出るものとする。

4 特典の実施方法

(1) 会員は、スマートフォン等で協力店QRを読み取り、表示された店舗用の特典画面を協力店に提示する。

(2) 協力店は、特典の消込みをしたうえで、会員に対し特典を提供する。

(3) 協力店は、特典の提供にあたり条件を付すことができる。

(例) 1,000円以上の購入で50円割引、2品以上の注文でドリンク1杯無料 等

(4) 会員が特典の提供を受けることができるのは、協力店ごとに次のとおりとする。

(Ⅰ) 町外の会員 1日に1回

(Ⅱ) 町内の会員 1週間に1回

5 特典提供への事務局の負担

協力店は、この要項に基づき提供する特典については、会員や事務局に対価を求めないものとする。

この要項は、令和7年3月17日から適用する。

様式1

みたけファンクラブTake-Mi 協力店届出書

年 月 日

みたけファンクラブTake-Mi事務局 宛て

協力店名			
所在地			
担当者			
電話		メール	

次のとおりみたけファンクラブTake-Miへの協力を届け出ます。

1 協力内容	会員特典		
	チラシ・名刺の設置	可	不可
	チェックインQR設置	可	不可
	みたけうおーくスポット	可	不可
	その他		
2 URL ※HPがある場合			
3 SNSアカウント ※SNSがある場合	X・LINE・Facebook・Instagram・TikTok その他 ()		
4 紹介文 ※50字以内			
5 備考			

※1～4の内容をウェブサイト等で公開します。

※内容について事務局から確認の連絡をいたします。

